

さいたま市建築工事施工立会い実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、さいたま市建設工事請負契約基準約款及びさいたま市建築工事監督要綱が適用される工事における施工の立会い又は検査（以下「施工立会い」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(施工立会いの実施)

第2条 施工立会いは、当該工事を監督する監督員及び必要に応じ主任監督員又は主任監督員から任命を受けた職員（以下監督員を含め「監督員等」という。）が実施する。

(施工立会いの種類)

第3条 施工立会いは、設計図書で指定した次に掲げる立会い又は検査とする。

- (1) 工事材料の調合の立会い又は見本検査
- (2) 各工事の一工程の施工途中における立会い
- (3) 施工の検査等に伴う試験の立会い
- (4) 各工事の一工程の施工完了に伴う検査
- (5) 工事完成に伴う検査

2 施工立会いの結果、検査に合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、主要な部位を除き抽出検査とする。ただし、監督員等が別に指示した場合はこの限りでない。

(監督指示)

第4条 監督員等は、施工立会いについてあらかじめ必要な事項を監督指示として書面にし、受注者又は現場代理人（以下「受注者等」という。）に通知しなければならない。

2 監督員等は、前項の指示に基づき、受注者等が当該工事の施工に必要な機材、資材及び労務の調達をし、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）の適切な技術監理のもと施工するよう指導しなければならない。

(施工立会い請求書の提出要求等)

第5条 監督員等は、受注者等から施工立会い請求書を提出させなければならない。

2 監督員等は、第3条(4)に掲げる施工立会いを請求された場合、これに先立ち、受注者等が自ら行った施工検査について、一工程の施工報告書を提出させなければならない。

(主任技術者等の立会い要請)

第6条 監督員等は、主任技術者等に施工立会いへの出席を要請するときは、施工立会い予定

日の3日前までに書面にて通知しなければならない。

(施工立会いの合否等)

第7条 監督員等は、施工立会いの結果、合格と認めた場合には、その結果を受注者等に通知しなければならない。

2 監督員等は、施工立会いの結果、不合格とした場合には受注者等に施工の手直し等を書面にて指示しなければならない。この場合、手直し等に必要な期間については、受注者等と協議して決める。

3 監督員等は、前項の手直し等が完了した場合には、再度受注者等から施工立会い請求書を提出させなければならない。この場合、手直し完了報告書を添付させなければならない。

4 監督員等は、前項の請求に基づく検査を行う場合には、主任技術者等の立会いを求めなければならない。

5 監督員等は、前項の検査の結果さらに不合格となった場合には、受注者等に検査対象の現状保存を指示し、指示内容等を総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(施工立会い結果の報告)

第8条 監督員等は、前月末日までに実施した施工立会いの結果を毎月5日までに総括監督員に報告しなければならない。ただし、契約工期が2ヶ月以内の工事にあつては、一括して報告することができる。

2 前項の報告は、工事監督報告書によるものとし、施工立会い請求書、受注者等に指示した文書及び一工程の施工報告書等を添付しなければならない。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。